

環境衛生課からの お知らせ

吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
522111

ごみ分別すれば資源

平成26年4月1日より尾
岩坂ごみ処分場の搬入条
件等が変わります！

環境衛生課では、尾岩坂ごみ処分場の受け入れごみの適正化を図るため、取扱日や搬入条件等を見直します。

搬入できるごみ

- ・土砂、瓦礫類（瓦・レンガ・タイル）、ガラスくず、陶磁くず等の一般廃棄物
- ※解体撤去・処理等を業者に依頼した場合、産業廃棄物とみなされ搬入ができません。

処分場の取扱日及び時間

- ・取扱日／毎週水曜日から日曜日まで（月・火曜日、12月29日から翌年の1月4日まで休みです）
- ・取扱時間／午前8時30分から午後5時まで

処分場への搬入条件

- ・搬入できるごみは、有田川町内の家庭から発生した土砂、瓦礫類、ガラスくず、陶磁くずで産業廃棄物でないものを、町民自らが解体撤去し処理したものに限りま

- ・処分場へ搬入できる者は、許可を受けた者の4親等以内の家族で、それ以外の者は認められません。
- ・搬入量については、1個人1ヶ月4トン車1車までとします。（これを超えると見込まれる場合は、環境衛生課と事前に協議が必要になります）

許可申請方法

- ・搬入を希望される方は、事前に役場環境衛生課で許可願出書の記入が必要です。（来庁時は認印が必要になります）
- ・許可書については、申請者立ち合いの下、発生地での現場確認時にお渡しします。又、処分手数料もその時に徴収させて頂きます。

詳細は環境衛生課にお問い合わせください。

何卒、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



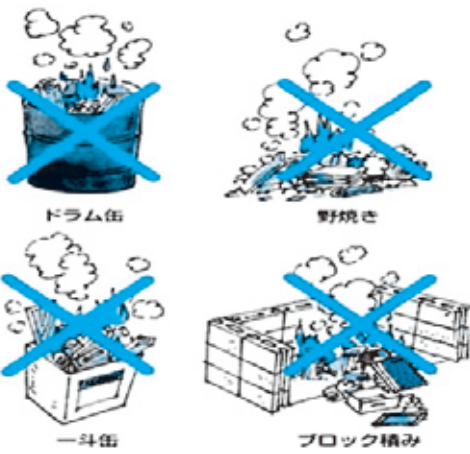
野焼きは原則禁止です

最近町内で野焼きに関する苦情が多く寄せられています。また野焼きが原因となる火災も発生しています。

野焼きは法律で禁止されています。地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック囲い焼却等いずれの焼却も禁止されています。

剪定柴、稲わらなど農林業を営むためにやむを得ない焼却であっても、近隣から苦情がある場合は認められません。

悪質な野焼き行為は前述した法律により罰せられ、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金または併科に処せられます。



リユース子供服バザー

有田川町どんどんまつりで開催予定であったリユース子供服バザー（当日雨天により延期）を、去る12月6日・7日、ALECにて開催しました。

これはふだん燃えるゴミもしくは資源ゴミとして出されていたものをリユース（再使用）していただくという試みで実施したもので、各保育所の保護者の方にお願ひして、着れなくなった、また着なかつた子供服を無償で譲っていただきそれを必要とする人に安価で提供させていただきました。

これにより得た収益は保育所の絵本購入費用に充てられます。



「リユース子供服バザー」の様子